

令和元年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和元年8月27日	
2	招 集 日	令和元年9月3日	
3	提出議案件数	25件	
		予 算	6件
		条 例	11件
		その他	8件
4	議案等件名		
	議案第25号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第3回） について	別 冊
	議案第26号	令和元年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第27号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について	
	議案第28号	令和元年度西条市簡易水道事業特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第29号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第2回）について	
	議案第30号	令和元年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第31号	平成30年度西条市一般会計及び特別会計歳入 歳出決算の認定について	
	議案第32号	平成30年度西条市水道事業会計決算の認定に ついて	
	議案第33号	平成30年度西条市病院事業会計決算の認定に ついて	
	議案第34号	公有水面埋立地の用途の変更について . . . . .	
	議案第35号	西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条 例について . . . . .	2
	議案第36号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て . . . . .	3
	議案第37号	西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正す る条例について . . . . .	4
	議案第38号	西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の 一部を改正する条例について . . . . .	5

議案第 39 号	西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例について	6
議案第 40 号	西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の 一部を改正する条例について	7
議案第 41 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について	8
議案第 42 号	西条市認定こども園条例の一部を改正する 条例について	9
議案第 43 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例に ついて	10
議案第 44 号	西条市西ひうち水道条例及び西条市水道 事業給水条例の一部を改正する条例に ついて	11
議案第 45 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例について	12
報告第 13 号	平成 30 年度西条市財政健全化判断比率及 び公営企業における資金不足比率の報告 について	13
報告第 14 号	平成 30 年度西条市公営企業における資金 不足比率の報告について	14
報告第 15 号	平成 30 年度西条市公営企業における資金 不足比率の報告について	15
報告第 16 号	消火活動中における物損事故に伴う和解 及び損害賠償の額の決定の専決処分につ いて	16

議案第34号 公有水面埋立地の用途の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、東予港港湾管理者(愛媛県知事)から、次の公有水面埋立地の用途の変更について意見を求められたので、同法第13条の2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、異議はない旨の意見を述べることについて議会の議決を求める。

2 概要

西条市ひうち字西ひうち地先の東予港港湾区域内における公有水面埋立地の用途について、緑地の一部を工業用地に変更する。

議案第 35 号 西条市職員退職手当条例等の一部を改正する条例について

(職員厚生課・消防本部総務課)

1 提出の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の成年被後見人等を理由とする失職等の規定が削除されたため、次に掲げる改正を行う。

- (1) 西条市職員退職手当条例（平成 16 年西条市条例第 46 号）のほか人事又は給与に係る条例 4 件について、関係部分の削除等を行う。
- (2) 西条市消防団条例（平成 16 年西条市条例第 207 号）中の消防団員の欠格条項について、成年被後見人及び被保佐人の規定を削除する。

3 施行期日

令和元年 12 月 14 日

議案第 36 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 12 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を引き上げるものである。

3 施行期日等

令和元年 10 月 1 日とし、同日以後の申請に係る手数料について適用する。

議案第37号 西条市図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

(社会教育課)

1 提案の理由

図書館の開館時間及び休館日の見直しにより、時代に即した運営体制を構築し、持続可能な図書館運営に取り組むため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 図書館の休館日について

西条市立西条図書館に休館日（月曜日）を追加し、市内4図書館の休館日を月曜日に統一する。

	改正後	改正前
西条市立西条図書館	月曜日	なし
西条市立東予図書館		月曜日
西条市立丹原図書館		金曜日
西条市立小松温芳図書館		水曜日

(2) 図書館の開館時間について

	改正後	改正前
西条市立西条図書館	午前9時30分から 午後8時30分まで	午前9時から 午後10時まで
西条市立東予図書館	午前10時から 午後6時まで	午前9時から 午後7時まで
西条市立丹原図書館		
西条市立小松温芳図書館		

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第38号 西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について

(社会教育課)

1 提案の理由

西条市立東予図書館の開館時間の見直しに伴い、複合施設である西条市立東予郷土館の円滑な運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市立東予図書館の開館時間に合わせて、西条市立東予郷土館の開館時間を変更する。

改正後	改正前
午前10時から 午後6時まで	午前9時から 午後7時まで

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 39 号 西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正  
する条例について

(社会福祉課)

1 提出の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

次に掲げる改正を行うものとする。

- (1) 災害援護資金の貸付利率を、延滞の場合を除き無利子とし、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないこととする。
- (2) 償還方法に月賦償還を追加する。

3 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 経過措置 平成31年4月1日以後に生じた災害に対する災害援護資金の貸付けから適用する。

議案第40号 西条市母子生活支援施設設置及び管理条例等の一部を  
改正する条例について

(子育て支援課)

1 提出の理由

令和元年11月30日をもって西条市くるみ荘の運営を終了すること、及び西条市すみれ荘の改修工期の変更に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市くるみ荘に関する規定を削除する。
- (2) 西条市母子生活支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成31年西条市条例第9号）の施行期日を「公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日」から「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

3 施行期日

令和元年12月1日。ただし、第2条の規定は、公布の日

議案第 4 1 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について  
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 1 年厚生労働省令第 4 9 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、次に掲げる改正を行う。

- (1) 連携施設の確保義務の緩和
- (2) 連携施設に関する経過措置期間の延長

3 施行期日

公布の日

議案第42号 西条市認定こども園条例の一部を改正する条例について  
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

令和2年度から西条市立東予南保育所及び西条市立東予南幼稚園を統合し、西条市立東予南こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 第2条の表に西条市立東予南こども園に関する規定を追加する。

(2) 附則において、次に掲げる改正を行う。

ア 西条市保育所条例(平成16年西条市条例第117号)第2条の表において西条市立東予南保育所に関する規定を削除する。

イ 西条市立幼稚園設置条例(平成16年西条市条例第82号)第1条の表において西条市立東予南幼稚園に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 4 3 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民生活課)

1 提出の理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 5 2 号）が施行されること、及び印鑑登録証明書に性別を記載することを廃止することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 住民基本台帳に旧氏の併記を希望する者に係る印鑑登録証明書へ旧氏を併記し、旧氏での印鑑登録を可能とする。
- (2) 性同一性障害等に配慮し、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとする。

3 施行期日

令和元年 1 1 月 5 日

議案第 4 4 号 西条市西ひうち水道条例及び西条市水道事業給水条例  
の一部を改正する条例について

(水道工務課)

1 提出の理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 3 1 年政令第 1 5 4 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）の規定を、第 5 条から第 6 条に改める。

3 施行期日

令和元年 1 0 月 1 日

議案第45号 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

西条市立周桑病院の精神科病床を廃止し、及び一部の診療科目の名称を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第2条第2項の表に次に掲げる改正を行う。

- (1) 精神科病床に関する規定を削除する。
- (2) 診療科目の名称について、「肛門科」を「肛門外科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改める。

3 施行期日

令和元年10月1日

報告第13号 平成30年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業  
 における資金不足比率の報告について

(財 政 課)

1 提出の理由

平成30年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「—（傍線）」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	6.8	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	73.4	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における 資金不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業における 資金不足は無し
	公共下水道事業特別会計	
	港湾上屋事業特別会計	
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第14号 平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の  
報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第15号 平成30年度西条市公営企業における資金不足比率の  
報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

平成30年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第16号 消火活動中における物損事故に伴う和解及び損害賠償  
の額の決定の専決処分について

(消防本部総務課)

1 提案理由

消火活動中における物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金52,570円

(2) 支払等

一般財団法人全国消防協会消防業務賠償責任保険から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。